

3 障害者総合支援法等

(1) 障害者総合支援法の概要

障害のある人に身近な市町が、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず共通の仕組みでサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

サービスの費用は、国、県及び市町が負担し、原則、所得に応じ利用者が一部負担します。

① 障害の範囲への難病等の追加

障害者総合支援法では、障害者自立支援法からの改正に伴い、制度の谷間を埋めるべく平成25年4月から難病等が障害の範囲に加えられました（次ページに対象の疾患一覧を掲載しています）。

また、令和3年11月からは、一部追加等され対象範囲が拡大され、さらに令和7年4月1日から376に拡大されています。

② 障害の種別によらない共通のしくみ

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されています。

③ 身近な地域でサービスを利用できるしくみ

身近な市町が一元的にサービスを提供し、県はこれをバックアップします。

④ 働きたい方を応援するしくみ

就労支援を強化し、就労を支援するための「就労移行支援事業」などの事業が実施されています。

⑤ サービスの支給過程の透明化、明確化

支援の必要度に関する客観的な尺度の導入や審査会の意見聴取などのしくみの導入により、支給決定の過程の透明化、明確化が図られています。

⑥ サービスの費用を皆で支えるしくみ

国・県・市町が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスを利用する方も原則、所得に応じて一部負担を担い、必要なサービスを提供するしくみとなっています。

障害者総合支援法 対象疾病一覧

1	アイカルディ症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性局所多汗症
2	アイザックス症候群	51	潰瘍性大腸炎	100	原発性硬化性胆管炎
3	IsA腎症	52	下垂体前葉機能低下症	101	原発性高脂血症
4	IsG4関連疾患	53	家族性地中海熱	102	原発性側索硬化症
5	亜急性硬化性全脳炎	54	家族性低 β リポタンパク血症(ホモ接合体)	103	原発性胆汁性胆管炎
6	アジソン病	55	家族性良性慢性天疱瘡	104	原発性免疫不全症候群
7	アッシャー症候群	56	カナバン病	105	顕微鏡の大腸炎
8	アトピー性脊髄炎	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	106	顕微鏡的多発血管炎
9	アペール症候群	58	歌舞伎症候群	107	高IgD症候群
10	アミロイドーシス	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラン	108	好酸球性消化管疾患
11	アラジール症候群	60	カルニチン回路異常症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
12	アルポート症候群	61	加齢黄斑変症	110	好酸球性副鼻腔炎
13	アレキサンダー病	62	肝型糖原病	111	好糸球体基底膜腎炎
14	アンジェルマン症候群	63	間失性膀胱炎(ハンナ型)	112	後縦靱帯骨化症
15	アントレー・ピクスラー症候群	64	環状20番染色体症候群	113	甲状腺ホルモン不応症
16	イソ吉草酸血症	65	関節リウマチ	114	拘束型心筋症
17	一次性ネフローゼ症候群	66	完全大血管転位症	115	高チロシン血症1型
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	67	眼皮皮膚白皮症	116	高チロシン血症2型
19	1p36欠失症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	117	高チロシン血症3型
20	遺伝性自己炎症疾患	69	ギャロウェイ・モフト症候群	118	後天性赤芽球癆
21	遺伝性ジストニア	70	急性壊死性脳症	119	広範脊柱管狭窄症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	71	急性網膜壊死	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
23	遺伝性腭炎	72	球脊髄性筋萎縮症	121	抗リン脂質抗体症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	73	急速進行性糸球体腎炎	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
25	ウィーバー症候群	74	強直性脊椎炎	123	コケイン症候群
26	ウィリアムズ症候群	75	巨細胞性動脈炎	124	コストロ症候群
27	ウィルソン病	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん病変)	125	骨形成不全症
28	ウェスト症候群	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	126	骨髓異形成症候群
29	ウェルナー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	127	骨髓線維症
30	ウォルフラム症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
31	ウルリッヒ病	80	筋萎縮性側索硬化症	129	5p欠失症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	81	筋型糖原病	130	コフィン・シリス症候群
33	HTLV-1関連脊髄症	82	筋ジストロフィー	131	コフィン・ローリー症候群
34	ATR-X症候群	83	クッシング病	132	混合性結合組織病
35	ADH分泌異常症	84	クリオピリン関連周期熱症候群	133	鰓耳腎症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	85	クリッペル・トレノエ・ウェーバー症候群	134	再生不良性貧血
37	エプスタイン症候群	86	クルーゾン症候群	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
38	エプスタイン病	87	グルコーストランスポーター1欠損症	136	再発性多発軟骨炎
39	エマヌエル症候群	88	グルタル酸血症1型	137	左心低形成症候群
40	MECP重症候群	89	グルタル酸血症2型	138	サルコイドーシス
41	LMNB1関連大脳白質脳症	90	クロウ・深瀬症候群	139	三尖弁閉鎖症
42	遠位型ミオパチー	91	クローン病	140	三頭酵素欠損症
43	円錐角膜	92	クローンカイト・カナダ症候群	141	CFC症候群
44	黄色靱帯骨化症	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	142	シェーグレン症候群
45	黄斑ジストロフィー	94	結節性硬化症	143	色素性乾皮症
46	大田原症候群	95	結節性多発動脈炎	144	自己貪食空胞性ミオパチー
47	オクシビタル・ホーン症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	145	自己免疫性肝炎
48	オスラー病	97	限局性皮質異形成	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
49	カーニー複合	98	原発性肝外門脈閉塞症	147	自己免疫性溶血性貧血

障害者総合支援法 対象疾病一覧

148	四肢形成不全	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	244	特発性拡張型心筋症
149	シトステロール血症	197	先天性三尖弁狭窄症	245	特発性間質性肺炎
150	シトリン欠損症	198	先天性腎性尿崩症	246	特発性基底核石灰化症
151	紫斑病性腎炎	199	先天性赤血球形成異常性貧血	247	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
152	脂肪萎縮症	200	先天性僧帽弁狭窄症	248	突発性後天性全身性無汗症
153	若年性特発性関節炎	201	先天性大脳白質形成不全症	249	特発性大腿骨頭壊死症
154	若年性肺気腫	202	先天性肺静脈狭窄症	250	特発性多中心性キャッスルマン病
155	シャルコー・マリー・トゥース病	203	先天性風疹症候群	251	特発性門脈圧亢進症
156	重症筋無力症	204	先天性副腎低形成症	252	特発性両側性感音難聴
157	修正大血管転位症	205	先天性副腎質酵素欠損症	253	突発性難聴
158	出血性線溶異常症	206	先天性ミオパシー	254	ドラベ症候群
159	ジュベール症候群関連疾患	207	先天性無痛無汗症	255	中條・西村症候群
160	シュワルツ・ヤンベル症候群	208	先天性葉酸吸収不全	256	那須・ハコラ病
161	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	209	前頭側頭葉変性症	257	軟骨無形成症
162	神経細胞移動異常症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
163	神経軸策スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	211	早期ミオクロニー脳症	259	22q11.2欠失症候群
164	神経線維腫症	212	総動脈幹遺残症	260	乳児発症STING 関連血管炎
165	神経有棘赤血球症	213	総排泄腔遺残	261	乳幼児肝巨大血管腫
166	進行性核上性麻痺	214	総排泄腔外反症	262	尿素サイクル異常症
167	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	215	ソトス症候群	263	ヌーナン症候群
168	進行性骨化性線維異形成症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
169	進行性多巣性白質脳症	217	第14染色体父親性ダイソミー症候群	265	ネフロン癆
170	進行性白質脳症	218	大脳皮質基底核変性症	266	脳クレアチン欠乏症候群
171	進行性ミオクローヌステんかん	219	大理石骨病	267	脳髄黄色腫症
172	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	220	ダウン症候群	268	脳内鉄沈着神経変性症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	221	高安動脈炎	269	脳表ヘモジデリン沈着症
174	スタージ・ウェーバー症候群	222	多系統萎縮症	270	膿疱性乾癬
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	223	タナトフォリック骨異形成症	271	嚢胞性線維症
176	スミス・マギニス症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	272	パーキンソン病
177	スモン	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	273	バージャー病
178	脆弱X症候群	226	多発性軟骨性外骨腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
179	脆弱X症候群関連疾患	227	多発性嚢胞腎	275	肺動脈性肺高血圧症
180	成人発症ステル病	228	多脾症候群	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
181	成長ホルモン分泌亢進症	229	タンジール病	277	肺胞低換気症候群
182	脊髄空洞症	230	単心室症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	231	弾性線維性仮性黄色腫	279	バッド・キアリ症候群
184	脊髄髄膜瘤	232	短腸症候群	280	ハンチントン病
185	脊髄性筋萎縮症	233	胆道閉鎖症	281	汎発性特発性骨増殖症
186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	234	遅発性内リンパ水腫	282	PCDH19関連症候群
187	前眼部形成異常	235	チャージ症候群	283	PURA関連神経発達異常症
188	全身性エリテマトーデス	236	中隔視神経形成異常症/トルモシア症候群	284	非ケトーシス型高グリシン血症
189	全身性強皮症	237	中毒性表皮壊死症	285	肥厚性皮膚骨膜炎
190	先天異常症候群	238	腸管神経節細胞僅少症	286	非ジストロフィー性ミオニー症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	239	TRPV4異常症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
192	先天性核上性球麻痺	240	TSH分泌亢進症	288	肥大型心筋症
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	241	TNF受容体関連周期性症候群	289	左肺動脈右肺動脈起始症
194	先天性魚鱗癬	242	低ホスタファーゼ症	290	ビタミンD依存症くる病／骨軟化症
195	先天性筋無力症候群	243	天疱瘡	291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症

障害者総合支援法 対象疾病一覧					
292	ビッカーstaff脳幹脳炎	321	ヘモクロマトーシス	350	網膜色素変性症
293	非典型溶血性尿毒症症候群	322	ベリー病	351	もやもや病
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	352	モワット・ウィルソン症候群
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	324	ヘルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	353	薬剤性過敏症症候群
296	びまん性汎細気管支炎	325	片側巨脳症	354	ヤング・シンプソン症候群
297	肥満低換気症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
298	表皮水泡症	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
299	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	357	4p欠失症候群
300	VATER症候群	329	ホモシステン尿症	358	ライソゾーム病
301	ファイファー症候群	330	ボルフィリン症	359	ラスムッセン脳炎
302	ファロー四徴症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	360	ランゲルハンス細胞組織球症
303	ファンconi貧血	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
304	封入体筋炎	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	362	リジン尿性蛋白不耐症
305	フェニルケトン尿症	334	慢性血栓性肺高血圧症	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
306	フォンタン術後症候群	335	慢性再発性多発性骨髄炎	364	両大血管右室起始症
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	336	慢性膵炎	365	リンパ管腫症／ゴーハム病
308	副甲状腺機能低下症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	366	リンパ脈管筋腫症
309	副腎白質ジストロフィー	338	ミオクロニー欠神てんかん	367	類天疱瘡(後天性表皮水泡症を含む。)
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
311	ブラウ症候群	340	ミトコンドリア病	369	レーベル遺伝性視神経症
312	ブラダー・ウィリ症候群	341	無虹彩症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
313	プリオン病	342	無脾症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
314	プロピオン酸血症	343	無βリポタンパク血症	372	レット症候群
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	344	メープルシロップ尿症	373	レノックス・ガストー症候群
316	閉塞性細気管支炎	345	メチルグルタコン酸尿症	374	ロウ症候群
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	346	メチルマロン酸血症	375	ロスムンド・トムソン症候群
318	ペーチェット病	347	メビウス症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
319	ベスレムミオパチー	348	免疫性血小板減少症		
320	ヘパリン起因性血小板減少症	349	メンケス病		

【経過的に対象となっている疾病】

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※ 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

平成 27 年 1 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名	
劇症肝炎	重症急性膵炎

平成 27 年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

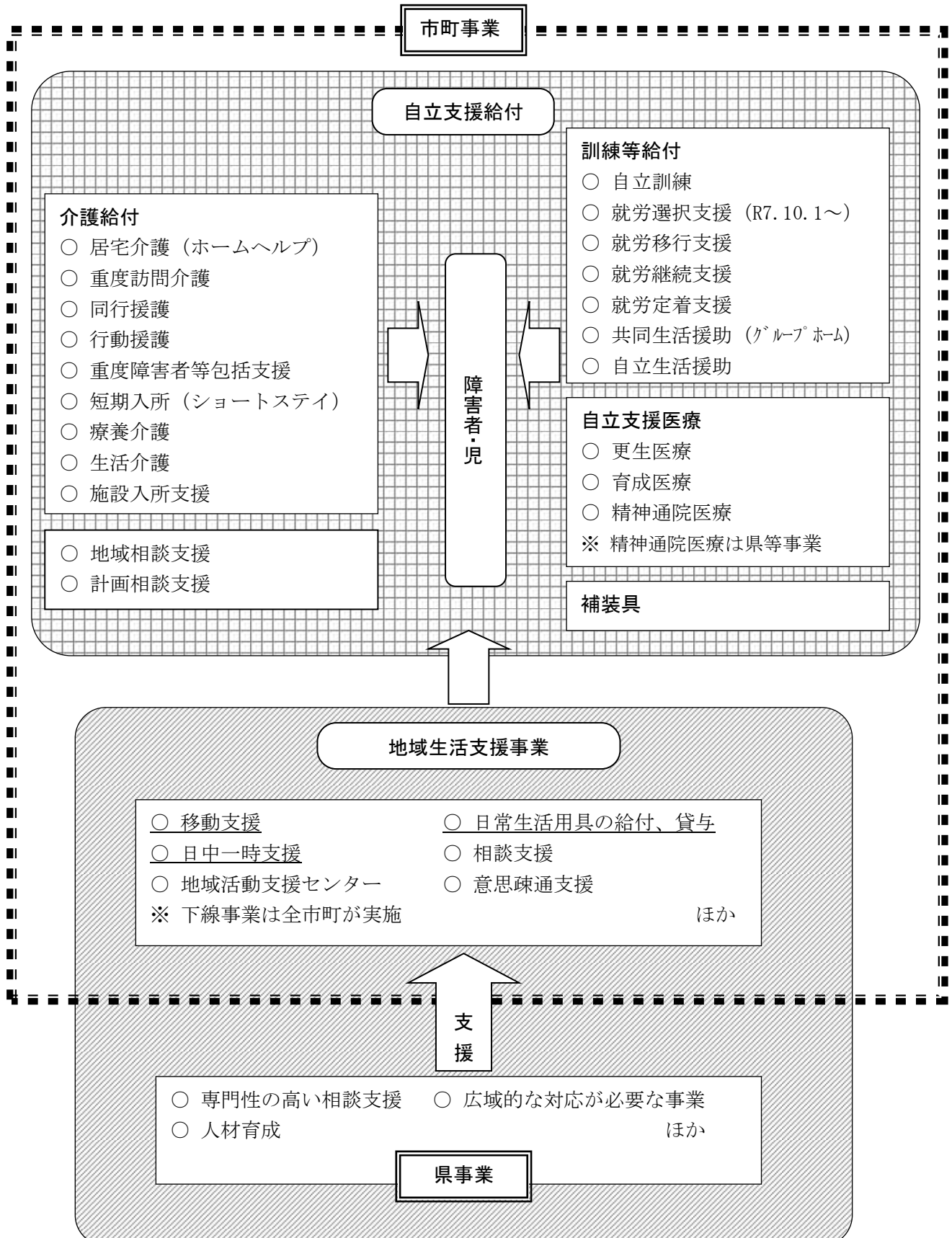
疾病名			
肝外門脈閉塞症	視神経症	肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症	ギラン・バレー症候群	先天性 QT 延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH 受容体異常症	原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群	好酸球性筋膜炎	メニエール病

令和元年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

(2) 福祉サービスに係る給付と事業の体系

障害者総合支援法による支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(3) 利用の手続き

障害福祉サービス利用までの流れ（介護給付の場合）

相談 申請

市町の障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談します。

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、市町の障害福祉担当課に利用申請します。

障害支援区分認定

認定調査

市町の認定調査員による面接を行います。

全国共通の質問票により、心身の状況に関する項目についての状況調査が行われます。

判定

認定調査結果に基づくコンピューター判定と医師意見書で一次判定が行われます。

一次判定結果や概況調査、医師意見書を踏まえ、市町の審査会で二次判定が行われます。

認定 結果通知

二次判定により、区分1から区分6又は非該当の認定が行われ結果が通知されます。

支給決定

サービス等 利用意向の 聴取

市町から計画案の提出を求められ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を提出します。なお、申請者自身がこの計画案を作成し提出することも可能です。

支給決定

市町は、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量を決定し、申請者に通知します。

利用開始

サービス等 利用計画の 作成

支給決定の内容に基づき、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成します。なお、申請者自身がこの計画を作成することも可能です。

サービスの 利用開始

申請者は、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行います。

※ 同行援護を利用希望の場合は、上記のうち「障害支援区分認定」のプロセスは行われません。
また、訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）等を利用希望の場合は、「障害支援区分認定」の中で、「認定調査」以外のプロセスは行われません。

(4) 利用者負担の仕組み

利用者負担は、所得に着目した負担の仕組み（所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担）となっています。

なお、低所得の人に配慮した軽減策も講じられています。

① 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注1）	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除きます。（注3）	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

② 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

○ 医療型個別減免

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用して、いる人が介護保険のサービスを利用した場合など、負担額の合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

④ 食費等の実費負担についても、減免措置が講じられます。

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、低所得の人に対する補足給付が行われ、負担が軽減されます。（20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。）

通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1程度の負担となります。

⑤ グループホームの利用者に家賃援助が講じられています。

利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃として、月額1万円を上限に補足給付が行われます。

⑥ 生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じて、月額上限額や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

(5) 障害児の福祉サービス

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。また、一部、障害者総合支援に基づくサービスを利用することも可能です。

県		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導支援及び知識技能の付与並びに治療を行います。
市町		
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ① 児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ② 児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※）を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。平成30年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 （※）保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設等

(6) 障害者総合支援法のサービス一覧

◆ 自立支援給付

区分	サービス名	サービス内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P65 及び 資料編 2(1) 参照
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。入院時も一定の支援が可能です。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P65 及び 資料編 2(2) 参照
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	P66 及び 資料編 2(4) 参照
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
訓練等給付	施設入所支援(障害者支援施設での夜間等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P68 及び 資料編 2(5) 参照
	自立訓練 (機能訓練)(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	P66 及び 資料編 2(4) 参照
	就労選択支援 (令和7年10月1日～)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、結ばないB型があります。	
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編 2(4) 参照
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	P68 及び 資料編 2(3) 参照
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	P67 及び 資料編 2(4) 参照

区分	サービス名	サービス内容	
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。	P14 及び 資料編 1(1) 参照
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。	
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。	

◆ 地域生活支援事業

区分	サービス名	サービス内容	
市町地域生活支援事業	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。	P76 参照
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援（居住サポート）事業があります。	P22 参照
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度が利用できない障害者に対し、必要な費用を補助します。	P76 参照
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための研修の実施や法人後見を行う事業所の立上げ支援などの法人後見活動の推進を行います。	
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の給付又は貸与を行います。	P61 参照
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	P70 参照
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。	P75 参照
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。	P75 及び資料編 4 参照
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	P75 参照
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。	P76 参照
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	
県地域生活支援事業等	専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について相談に応じ、必要な情報提供等を行います。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業等があります。	—
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町の域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。	—
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者等の養成又は派遣を行います。	P70・71 参照
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする者が行政区域を越えて移動する等、市町派遣事業で対応できない派遣依頼に対応するための広域的なネットワークを整備するとともに、複数の市町の住民が参加する障害者団体等の会議等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	

◆ 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	サービス内容	
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。	P69 及び 資料編 3(2) 参照
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、集団生活への適応のための支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、放課後等に生活能力向上のために必要な支援等を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	P69 及び 資料編 3(1) 参照
	医療型障害児入所施設	施設入所又は指定医療機関に入院等している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。	
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成します。 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、利用計画を作成します。	P14 及び 資料編 1(2) 参照